

(目的)

第 1 条 この基準は、伊丹市庁舎管理規則（昭和 3 7 年規則第 7 号。以下「規則」という。）第 3 条に基づき、規則第 2 条第 2 項に定める市民広場の利用等について定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この基準において、イベントとは、主催者が明確であり、かつ市民広場において多数を呼び込み、市のにぎわいなどに資する催しであるとして第 4 条の許可を得たものをいう。

(市民広場の利用)

第 3 条 市民広場は、来庁者の憩いの場であり、また、イベントを開催することができる。

2 市民広場をイベント使用する場合で、イベントに関連し、かつ秩序の維持又は災害の防止において支障が無いことについて確認できる場合は、規則第 4 条記載の物品販売等の行為をすることができる。

3 市民広場において、規則第 9 条第 1 1 号に示す秩序の維持又は災害の防止のために禁止する行為は次の各号とする。ただし、市民広場をイベント使用する場合で、秩序の維持又は災害の防止において支障が無いことについて確認できる場合はこの限りではない。

- (1) 火気を使用すること
- (2) 周りの迷惑となるボール等を使用すること
- (3) ペットを野放しにすること
- (4) 自転車、スケートボード、ローラースケート等を使用すること
- (5) ラジコン、ドローン等を操縦すること
- (6) 周りの迷惑となる大音量を発すること
- (7) 市民広場内の植物や什器を傷めること
- (8) 宗教的、政治的な集会等を行うこと

4 市民広場は 2 4 時間開放とする。ただし、イベント開催時や工事等により必要がある場合は閉鎖することができる。

(イベント使用の許可)

第 4 条 市民広場においてイベントを開催しようとする主催者は、事前に伊丹市公有財産規則（昭和 4 1 年規則第 2 号）第 2 6 条の 2 及び規則第 5 条に基づき市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可を受ける場合は、行政財産を使用又は収益させる場合の取扱い

の基準第6条の規定にかかわらず、イベント開催日の30日前までに、市民広場使用許可申請書（様式1）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、申請書の内容を確認の上、市民広場使用許可書（様式2）・不許可決定通知書（様式3）を申請から14営業日以内に申請者に交付するものとする。

4 市長は前項に規定する許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に規則第6条の条件を付することができる。

（許可の基準等）

第5条 市民広場をイベント使用するにあたり市長が許可できる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 市が共催、後援または協賛する事業のために使用するとき
- (2) 市の観光施策に寄与する等、シティプロモーションの効果があると認められるとき
- (3) 市内の学校園が授業等を行うために使用するとき
- (4) 各種団体等が主として市内の学校園の生徒、児童又は園児等を対象とした行事のために使用するとき
- (5) 報道機関が報道目的のために使用するとき
- (6) その他市長が必要と認めるとき

2 前項の場合、使用料については伊丹市行政財産使用料条例（昭和43年4月1日条例第9号）第5条第2号に規定に基づき免除することができる。

（申請の取下げ）

第6条 申請者は、自己の都合により市民広場の使用許可申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により使用許可申請を取り下げるときは、申請者は、別に定める使用申請取下申出書により、速やかに市長に申し出なければならない。

（電子申請等）

第7条 市長は、第4条第2項の規定に基づく申請、第6条の規定に基づく取下げの申出について、市のホームページに掲載されたインターネット等を利用する方法により、行わせることができる。

2 市長は、第4条第3項の規定に基づく通知について、あらかじめ申請者が指定する電子メールアドレス宛に電子メールを送信することにより行うことができる。

（許可の取消等）

第8条 市長は、イベントの主催者が第4条第4項の許可書に付された条件に違反したとき又は本市において市民広場を公用若しくは公共用に供する必要が生じたときは、許可期間中であってもこの許可を取り消すことができる。

2 市長は、イベント開催時に災害等が発生した場合、イベントを中止させることができる。

3 許可期間が満了した場合又は前2項の場合において、許可期間中に許可物件に投じた有益費等又は許可が取り消されたことにより生じた損害があっても、その補償は一切行わない。

(イベント使用する場合の遵守事項)

第9条 イベントの主催者は、各種法令及び第4条第4項の許可に付された条件を遵守するとともに、来庁者及びイベント参加者等の安全を確保しなければならない。

2 イベントを開催できる時間は午前9時から午後9時までとし、イベントの主催者は午後10時まで撤収しなければならない。ただし、複数日にわたりイベントを開催する場合やイベント開催日翌日に撤収する計画の場合は、イベントに係る資機材等は継続して市民広場に設置することができる。

3 イベントの主催者は、イベント用分電盤を使用する場合、実費徴収金として、前年（1月から3月徴収分については前々年）の市役所庁舎の電気料金を使用電力量で除した額に分電盤の負荷電力相当である10kWを乗じた額を1時間当たりの単価とし徴収する。水栓を使用する場合においての実費徴収金については別途協議とし、イベント終了時に支払うものとする。ただし、イベントの主催者が第6条により使用許可申請を取り下げた場合、または、降雨等によりイベントを事前に中止した場合においてはこの限りでない。

4 イベントの主催者は、許可期間が満了したとき又は前条の規定により許可を取り消されたときは直ちに原状に回復し、返還する。

(物品販売等の承認)

第10条 イベントの主催者は、イベント開催にあたり規則第4条記載の物品販売等の行為をしようとするときは、第4条第2項の申請書に記載し、市長の承認を受けなければならない。

2 イベントの主催者は、前項について、事前に管財課と必要な事項を打ち合わせなければならない。

3 市長は、第1項の承認をしたときは、第4条第4項の許可書にその旨を表示するものとする。

(備品等の使用の承認)

第11条 イベントの主催者は、イベント開催にあたり市民広場以外の施設の一部及び市が保有する備品（以下「備品等」という。）を使用しようとするときは、第4条第2項の申請書に記載し、市長の承認を受けなければならない。

2 イベントの主催者は、備品等の使用について、事前に管財課と使用方法その他必要な事項を打ち合わせなければならない。

3 市長は、第1項の承認をしたときは、第4条第4項の許可書にその旨を表示するものとする。

4 イベントの主催者は、備品等の使用が終わったときは、直ちに原状に回復し、所定の保管場所へ返還する。

5 イベントの主催者は、備品等を損傷し、または滅失したときは、直ちに管財課に届け出て、その指示を受けなければならない。

付 則

この基準は、令和7年3月23日から施行する。

伊丹市庁舎 市民広場使用許可申請書

年 月 日

伊丹市長 様

申請人 住所
.....
(団体名)

氏名
電話

下記のとおり市民広場の使用について申請をいたします。
(伊丹市公有財産規則第 2 6 条の 2 及び伊丹市庁舎管理規則第 5 条 第 号に基づく)

1. 市民広場の使用範囲	2. 市民広場使用面積
3. 内容	
4. 目的	
5. 期間 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
6. 復旧方法 原状復旧	
7. その他 予備日 利用人員 交通手段	

※ 庁舎の内部も利用する場合は、伊丹市庁舎使用許可申請書を別途提出してください。
※ 詳細な計画等につきましては、別途添付してください。

「伊丹市庁舎 市民広場」使用上の注意事項

使用者は、以下の内容をご理解いただき使用してください。

（使用の制限）

次の各号に該当する場合は、使用を認めないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあるもの。
- (2) 集团的及び常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になるもの。
- (3) 特定の政治団体、宗教団体及び個人等の利益になるもの。
- (4) 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業及びこれに類するもの。
- (5) 署名、勧誘、キャッチセールス等の行為と認められるもの。
- (6) 設備を損傷するなど施設の管理運営上支障があると認められるもの。
- (7) 異常な騒音、異臭及び振動等の発生が予想されるもの。
- (8) 法令で禁止又は法令に抵触する恐れがあるもの。
- (9) 前項に定めるもののほか、必要な事項は別途定めるものとする。

（注意事項）

- (1) 休日において、庁舎多目的スペースにトイレはありますが、イベント使用においてトイレの使用が必要な場合は別途協議願います。
- (2) 市役所敷地内は禁煙です。
- (3) 火気の使用を希望する場合は、事前に相談してください。
- (4) 音響設備の持ち込みは可能ですが、近隣住民へ迷惑のかからないよう十分な配慮をしてください。
- (5) 騒音、振動などの苦情が発生した場合は、直ちに利用を停止すること。なお、以降の利用を受け付けない場合があります。
- (6) 芝生内は杭打ち及び車両の乗り入れは禁止です。
- (7) 市の設備及び備品の破損、紛失については、使用者の責任において原状回復してください。
- (8) 使用時間を厳守してください。（準備、片付けを含む）
- (9) 使用後は必ず清掃を行い、利用開始前の状態に戻してください。なお、汚れが激しい場合には、別途清掃料金を請求する場合があります。
- (10) 施設の鍵は、利用後速やかに返還してください。
- (11) 事故等のトラブルは利用者の責任で対処し、その内容は市に報告してください。
- (12) 十分な事故防止対策を講じ、安全を確保してください。
- (13) 車両は一般駐車場を使用することとし、広場内への車両の乗り入れは計画に基づき必要最小限としてください。なお、一般駐車場を利用する場合は、有料となります。
- (14) 使用の許可を受けた場合であっても、市の業務等の都合により使用をお断りする場合があります。その場合の損害等につきましては応じかねますのでご了承ください。
- (15) 虚偽の使用があった場合は、即座に使用を停止します。

伊丹市庁舎 市民広場使用許可書

第 号
年 月 日

様

伊丹市長

年 月 日付で申請のあった市民広場の使用については、次のとおり許可する。

1 広場の使用範囲

2 面積

3 使用の内容

4 使用の目的

5 使用期間

6 復旧方法

7 その他

8 使用料 伊丹市行政財産使用料条例第 5 条に基づき減免

9 条 件 下記のとおり

- ア 伊丹市庁舎管理規則(昭和37規則第7号)、庁舎防火管理規程(昭和39年規則第3号)及び伊丹市市民広場運用基準を守らなければならない。
- イ 許可なく目的以外の用途に使用してはならない。
- ウ 許可を受けた者が第三者に損害を及ぼした時は、自己の責任において解決しなければならない。
- エ 許可を受けた者が広場を荒廃またはき損した時は、市長の定める損害額を賠償しなければならない。
- オ 許可期間中であっても本市において公益上その他必要あるときは、許可を取り消すことがある。
- カ 許可期間および時間は、厳守しなければならない。
- キ 許可を受けた者は、入念に跡片付をしなければならない。

「伊丹市庁舎 市民広場」使用上の注意事項

使用者は、以下の内容をご理解いただき使用してください。

（使用の制限）

次の各号に該当する場合は、使用を認めないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあるもの。
- (2) 集团的及び常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になるもの。
- (3) 特定の政治団体、宗教団体及び個人等の利益になるもの。
- (4) 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業及びこれに類するもの。
- (5) 署名、勧誘、キャッチセールス等の行為と認められるもの。
- (6) 設備を損傷するなど施設の管理運営上支障があると認められるもの。
- (7) 異常な騒音、異臭及び振動等の発生が予想されるもの。
- (8) 法令で禁止又は法令に抵触する恐れがあるもの。
- (9) 前項に定めるもののほか、必要な事項は別途定めるものとする。

（注意事項）

- (1) 休日において、庁舎多目的スペースにトイレはありますが、イベント使用においてトイレの使用が必要な場合は別途協議願います。
- (2) 市役所敷地内は禁煙です。
- (3) 火気の使用を希望する場合は、事前に相談してください。
- (4) 音響設備の持ち込みは可能ですが、近隣住民へ迷惑のかからないよう十分な配慮をしてください。
- (5) 騒音、振動などの苦情が発生した場合は、直ちに利用を停止すること。なお、以降の利用を受け付けない場合があります。
- (6) 芝生内は杭打ち及び車両の乗り入れは禁止です。
- (7) 市の設備及び備品の破損、紛失については、使用者の責任において原状回復してください。
- (8) 使用時間を厳守してください。（準備、片付けを含む）
- (9) 使用後は必ず清掃を行い、利用開始前の状態に戻してください。なお、汚れが激しい場合には、別途清掃料金を請求する場合があります。
- (10) 施設の鍵は、利用後速やかに返還してください。
- (11) 事故等のトラブルは利用者の責任で対処し、その内容は市に報告してください。
- (12) 十分な事故防止対策を講じ、安全を確保してください。
- (13) 車両は一般駐車場を使用することとし、広場内への車両の乗り入れは計画に基づき必要最小限としてください。なお、一般駐車場を利用する場合は、有料となります。
- (14) 使用の許可を受けた場合であっても、市の業務等の都合により使用をお断りする場合があります。その場合の損害等につきましては応じかねますのでご了承願います。
- (15) 虚偽の使用があった場合は、即座に使用を停止します。

伊丹市庁舎 市民広場使用不可決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊丹市長

年 月 日付で次のとおり申請のあつた市民広場の使用については、
不許可とする。

1 広場の使用範囲

2 申請の内容

3 不許可の理由

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、伊丹市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、伊丹市を被告（訴訟において伊丹市を代表する者は市長となります。）として提起することができます。
- 3 上記1および2にかかわらず、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。